平成２２年（フ）第２１１号
千葉市美浜区幸町２丁目８番19棟201号
破産者　石井　幸子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４３号
千葉県船橋市本町１丁目18番10号　ローズハイツ103号、開始決定時の住所千葉県船橋市南本町40番13号
破産者　岩間　　薫（旧姓亀ヶ谷）
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
千葉県鴨川市小湊67番地
破産者　丸九水産有限会社
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第７４０号
東京都立川市上砂町５丁目36番地の１ＭＡＣ武蔵砂川コート106号
破産者　伊東　宏元
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４０号
東京都立川市栄町５丁目54番地の13
破産者　岡村　美葉
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０４９号
横浜市金沢区寺前１丁目13番７号
破産者　有限会社南光建設
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８８号
神奈川県厚木市旭町１丁目22番24号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県厚木市旭町１丁目８番６号
破産者　株式会社グットクルー
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８４号
神戸市北区八多町深谷289番地
破産者　有限会社八多運送
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４９号
神戸市須磨区東町２丁目１番２号
破産者　株式会社洋進土木
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県たつの市新宮町曽我井809番地107
破産者　株式会社藪木サービス
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県豊岡市出石町安良３番地の３
破産者　有限会社ユタカ建設
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９号
徳島県那賀郡那賀町吉野字中原30番地２
破産者　相生建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１５３号
高知県南国市元町１丁目10番18号
破産者　有限会社山下水工設
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１号
熊本市渡鹿６丁目６番51号
破産者　有限会社三和印刷所
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪734番地の１
破産者　マルエス乳業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
静岡県袋井市永楽町181番地
破産者　株式会社サンエイ東海
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
島根県浜田市下府町899番地１
破産者　有限会社チヨノブ
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４５８号
沖縄県豊見城市字我那覇222番地
破産者　有限会社フォトオフィスｆ64
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1071番地135
破産者　有限会社ペンギンエクスプレス
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
埼玉県川口市末広３丁目14番８号
破産者　有限会社光和紙工
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
千葉県茂原市六ツ野2931番地１
破産者　株式会社山和建設
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３２号
静岡市駿河区中原812番地の１
破産者　株式会社プロテック
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部